

佐賀県立大学（仮称）の立地に関する佐賀県と佐賀市との連携協定書

佐賀県及び佐賀市は、次のとおり、佐賀県立大学（仮称）（以下「県立大学」という。）の立地に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1条 本協定は、佐賀県の高等教育環境の充実等のため、県立大学の早期開学に向けて、設置者である佐賀県と立地場所の自治体である佐賀市が相互に緊密な連携を図ることを目的とする。

第2条 佐賀県は、次の事項の実現を目指し、佐賀県の未来を拓く知の拠点となる高等教育機関として、県全体を学びのフィールドとする県立大学の開学に向けて取り組むものとする。

- （1） 県内高校生の大学進学時の新たな選択肢の確保
 - （2） 産業、医療・福祉、教育、地域づくりなど県内の各界において活躍する人材の育成
 - （3） 社会人に対する新たな学びの場の創出
 - （4） 県立大学と高校、中学校、小学校など各種学校との連携による教育の充実
 - （5） 県立大学と県内企業が連携することによる新たなイノベーションの創出
 - （6） その他県内の高等教育環境の充実による効果
- 2 県立大学の本部は、佐賀市八丁畷町8-1に立地するものとする。
- 3 次条に掲げる事項等佐賀市の取組が円滑に進むよう、佐賀県において、情報提供その他必要な協力を行うものとする。

第3条 前条第1項及び第2項に基づく県立大学の開学に向けた取組に関し、佐賀市は、次の事項について、実施又は協力するものとする。

- （1） 佐賀県が行う佐賀総合庁舎敷地内の現地機関等の移転が円滑に進むよう、移転先の確保を含む協力
 - ① 一部現地機関の支所等への移転（空調等の施設整備含む）
 - ② 一部機関の県有地移転に伴う各種行政手続の円滑化
 - ③ その他の現地機関等の移転先確保に対する協力
- （2） 立地場所に係る上下水道などインフラの整備
- （3） 佐賀駅から立地場所までの道路の安全対策及び周辺住民への説明
- （4） 立地場所の周辺市道に係る環境整備
- （5） 立地場所周辺の市営バスの充実
- （6） 佐賀市文化会館その他の市の施設についての県立大学の利用
- （7） 学生等の住環境の確保支援（寮の整備に伴う支援や協力など）
- （8） その他県立大学の発展のために必要な事項

第4条 佐賀県及び佐賀市がそれぞれの役割を推進するため、副知事及び副市長を代表者とする連携協議会を設置し、相互に緊密な連携を図るものとする。

第5条 佐賀県又は佐賀市のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、佐賀県及び佐賀市が協議して定める。

令和6年7月31日

佐賀県知事

山口祥義

佐賀市長

坂井 英隆